

○議長 横尾 武志君

1 1 番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 1 1 番 益田美恵子君

こんにちは。1 1 番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。最後でございますので、お疲れとは思いますが、よろしく願いいたします。

始めに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについてをお尋ねいたします。団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年（平成 37 年）に向け、国は地域包括ケアシステムの構築を求めています。このため、第 6 期介護保険事業計画期間である、平成 27 年度～29 年度の 3 カ年で、具体的な取り組みに着手するよう自治体に示されているようですが、高齢者の方などが住みなれた地域で安心して暮らしていくことができる地域包括ケアシステムを構築するためには、環境の整備が必要であり、特に重要と思われるのは、在宅医療・介護連携の推進、また、これからますます増えることが予想される認知症の施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進が必要ではないかと思えます。そこで、現時点で国が求めている地域包括ケアシステムの構築に際し、明確に示されていない分野もあるかと思えますが、芦屋町の現状、課題、取り組みの方策等についてお尋ねをいたします。

1 点目、地域包括ケアシステムにおいて、なぜ在宅医療と介護の連携が重要なのかをまずお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域包括ケアシステムは、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年までに高齢の方などが、自宅等で医療や介護、生活支援等必要なサービスが受けられ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目指すものでございます。在宅等で暮らす高齢者には、医療ニーズと介護ニーズをあわせ持つ場合が多く、訪問診療や状態が悪化した場合の入院、みとりなど場面場面に於いて医療の手当が必要としており、介護保険制度の枠内で完結しえないため、在宅医療と介護の提供が必要になります。特に、国が進める医療制度改革として、今後、急性期病院のベッド数を計画的に削減しながら、在宅復帰率を高めることを目指しています。平成 37 年には、高齢者の数に対して病院のベッド数が不足することも見込まれていますので、在宅での療養者がふえることから、その体制づくりのため、医療と介護が効率的・効果的に連携することが必要です。

幸い、遠賀中間地域の医療資源の現状は、ベッド数が不足しているという状況ではありません。しかし、後期高齢者の増加、医療制度改革もございますので、芦屋町に暮らす高齢者の方が、必要なサービスが受けられる地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅医療・介護連携への取り

平成 26 年第 3 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

組みを進めてまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この計画は 2025 年を見据えた介護保険事業計画の策定、第 6 期計画以後の計画は 2025 年に向け、第 5 期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化していくものであります。そこで、在宅医療の調整先、在宅医療を進める主体、介護との連携はどこが担うのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは新しく位置づけられたものですが、在宅医療の調整先は、主に遠賀中間地域の医師会や歯科医師会、薬剤師会などです。それから、それらの機関との調整、介護事業者との連携も含め、新しく位置づけられて、市町村が担うということにされました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、2025 年までの中長期的なサービス、給付・保険料を水準を推計して記載することとなっております。中長期的な視野に立った施策の展開を図る 2015 年に団塊世代が 65 歳に、2025 年には団塊世代が 75 歳になるわけですが、推計で現在の数と 2025 年の人口においての何%が高齢化率になるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現在、26 年 4 月 1 日現在では、人口が 1 万 4, 743 人で、65 歳以上の高齢者の方が 4, 003 人、高齢化率が 27. 2%でございます。それから、75 歳以上、後期高齢者の方なんですけども、2, 001 人、13. 6%でございます。これがですね、2025 年、平成 37 年までは、町のマスタープランでまだ推計しておりませんので、国立社会保障人口問題研究所、ここが推計している数なんですけど、芦屋町の人口は 1 万 3, 770 人ですね。それから、高齢者の人口が 65 歳以上が 4, 130 人、高齢化率が 30%。それから、後期高齢の方が 2, 561 人、

平成 26 年第 3 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

それから、後期高齢化の率が 18.6% というふうには推計がされております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

新たに地域支援事業に在宅医療、介護連携事業が位置づけられるようですが、芦屋における在宅医療・介護連携の現状と課題、今後の取り組み等についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

在宅医療に関しましては、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所が事務局となって、遠賀中間医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療及び介護事業者、中間市及び遠賀郡四町の行政などで組織する在宅医療推進協議会というものに 24 年度から参加して、在宅医療に関しての取り組みを進めることを検討しております。それからこれに付属した機関として、25 年度からは多職種連携した会議、研修会などを行っているというのが、在宅医療に関する取り組み具合です。ただし、これらは今言いました、在宅医療の枠内ということなので、別に我々行政側のほうから遠賀中間医師会のほうに提案させていただきまして、地域包括ケアシステムを進めるための医療と介護の連携、こういったものを協議させていただきということで、この協議も始まったばかりでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

医療介護との連携、それから地域包括ケアシステムの構築にあたりましては、芦屋町地域包括支援センターと中央病院との連携が必要になるかと思っております。中央病院の果たす役割は私は大きいものがあるし、私たち住民にとって町内にベッド数を持つ病院がある事の幸せを実感するときが必ず来ると私は信じております。この問題におきまして、中央病院との関係性はどのようになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋中央病院に関しましては、介護予防としまして、「いきいき筋力アップ教室」、それから

平成 26 年第 3 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

「OB会」そういったことをご協力を頂いております。今後は、芦屋町における地域包括ケアシステムの構築ということにつきまして、現在院長にお願いをしております、快諾をいただいているというのが現状です。協議の具体的な内容は今から調整してまいりますけれども、今月から中央病院と地域包括支援センターですね、福祉課にごぞいます地域包括支援センターによる意見交換会を実施し、その後定期的な協議の場を設けていくというふうになっております。なお、地域包括ケアシステムには中央病院だけでは成り立ちませんので、町内の診療所等については、医師会等を通じて支援、連携を深めてまいるといような予定にしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

病院におきましては、現在訪問看護が実施されているわけですが、先日、医師会病院に私、行く機会がありましたので、行きましたら、そのいろいろなシステムが書いてあったんですが、地域医療連携室というのが病院の中に書いてありました。事務長にもお尋ねいたしますが、医療介護との連携について、病院側といたしましてはどのようにお考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

先ほどから、地域包括ケアシステムの取り組みについて、福祉課長のほうから話がありましたが、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていくことができるよう、地域の包括的支援サービス提供体制の構築を目指すのが地域包括システムでございます。地域包括システムを構築するヨウ素の中で、町内で唯一の入院施設を有する芦屋中央病院ができる事は何かと考えますと、医療・介護・予防をケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援を一体的に提供することと認識しております。

具体的には、地域の診療所や大学病院等の機関病院との連携した医療サービス、往診、訪問看護や訪問リハビリ等、在宅ケアサービスの提供など、医療から在宅復帰、老健介護施設への入所支援等まで切れ目のないサービスの提供を行い、地域においてその中心的な役割を果たしていくことを目指しております。その連携の中で益田議員も申されました、地域医療連携室が主な役割を果たしているところですが、相談、入院に関する相談、または入院されている患者さんが在宅に復帰するまでの支援、そういったところを地域医療連携室で担っております。介護

平成 26 年第 3 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

サービスにつきましては、病院内にあります在宅介護支援事業所におきまして、介護サービスに関する相談やケアプランの作成、介護サービスの連絡調整、介護認定の申請や更新認定の手続の代行など、介護を必要とされる方が適切にサービスを受けることができるよう支援してまいります。また、健康事業や生活機能の向上を目指す介護予防につきましては、これからも町と共同して推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

ただいま事務長が答弁なさいましたように、これからは病院の果たす役割というのは本当に大きなものがあるかと思っておりますので、連携をよろしくお願いいたします。

それでは、今年度から地域包括ケアシステム構築を目指して、地域ケア会議を開催しているようではありますが、地域ケア会議を設置した理由、開催状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者が地域で安心した生活を送るためには、保健、医療、福祉等の関係機関が協力して適切な支援を行うこと、高齢者が地域で自立した生活を営むために必要な支援体制の検討や推進を目的として、芦屋町地域ケア会議を5月から設置しております。

地域ケア会議は、2種類運営しておりまして、一つは個別ケース会議です。これは支援が必要な方の関係者を招集しまして、個別に支援方策を検討しているものでございます。もうひとつは、介護サービス事業種別会議でございます。これは、町内の介護サービス事業者を集めまして、スーパーバイザーですね、助言者にも参加してもらって、困難事例等の検討を行うことで、介護サービス事業者のスキルアップにつなげてということで、5月からは、それぞれの会議を各2回、合計4回開催しています。

参考までに、本会議の補正予算を上げているのは、地域ケア会議のいわゆるファシリテーター要請とか、先ほど言いましたスーパーバイザーの委託料を計上しておりまして、こういう予算を使って、国の予算なんですけども、国の予算を使って地域ケア会議を充実してまいろうと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

平成 26 年第 3 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

介護保険法の改正で、地域ケア会議の開催が 27 年度以降、市町村に義務づけられるわけでございます。今、開催している芦屋地域ケア会議との関係性はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

国が示しております来年度から市町村に義務づける地域ケア会議というのは、今私どもがやっております地域ケア会議の同様の趣旨でございます。従いまして、私どものほうが 1 年先取りして取り組んでいるというふうに理解していただいてよろしいかと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

先取りをして取り組んでおられるという事で、安心いたしております。ただ福祉の分野はこれでもよしというのではなく、際限のない広がりを持つものであります。大変ですが、この第 6 期介護保険事業計画の期間内で、しっかり基礎固めをしてほしいと思えます。

それでは要旨 2 に入ります。さきの議会では、芦屋町の認知症の現状に関する質問をいたしました。地域包括ケアシステムの構築においても、更なる認知症施策に取り組む必要があると思えますが、どのような取り組みが予定されているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

国の介護保険事業にかかわる保険給付の、円滑な実施を確保するための基本的な指針という案が国から出されているんですけど、この中では「地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービスの提供の流れ、いわゆる認知症ケアパスを確立し、どのように認知症の人を地域で支えていくかを地域住民に明示した上で、早期からの適切な診断や対応、認知症に対する正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を進めること。」というふうに国の方針案では示されています。

そして、国が地域包括支援センターに求めているものは、27 年度以降、一つは認知症初期集中支援チームを設け、複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症とその家族を訪問し、アセス

平成 26 年第 3 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

メントや家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うこと。もう一つは、29年度までに認知症地域支援推進員において、認知症の人ができるだけ住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整を行うことが国から求められています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

ただいま認知症初期集中支援チームということが設けると言われておりましたが、私も夫の母、それから私の母、また身近な人の初期症状を見てまいりました。1人は一週間行方不明、また言葉はどこまでが本当なのか、どこが違っているのかというのが全く初期症状のときはわかりません。そういった、その家族の心労というものは計り知れないものがあります。

また、ある家庭においては初期症状というのはやっぱり我が家にいたいということがありすから、施設に入るということは大変拒否されます。それで他県にいらっしゃる息子さんがですね、仕事を辞めて帰らなければならぬんじゃないかという現状も現実には起きてまいっております。

本当に初期症状の方は在宅で見るというのは大変なことだろうと思いますが、認知症対策として芦屋町はどのような取り組みを行っていく予定なのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これまでなんですけど、はいかいSOSネットワーク、前回の議開でもご質問いただいたんですけど、主に行方不明者が出た場合の対策、それから認知症の方の支援のためのサポーターの養成といったことが主体でございます。

今後ということなんですけど、ひとつははっきり進める方向にしているものは、認知症の発症や進行を抑制するため、介護予防事業に脳トレーニング組み入れていこうと。今は体だけなんですけれども、それに脳トレーニングを取り入れていこうということです。ちょっと手前味噌になるかもしれませんが、認知症サポーター養成講座については、おかげさまで現在も希望が多くございまして、先日は議員さんや職員を対象に講座を実施した結果、芦屋町には420人のサポーターがおられるということで、人口比率だけでいうと郡内では最もサポーターの方が多いのかなということにはなっています。

それと今後は、講座の開設ですね、どのような講座かというのは今具体的にお示すことはできませんけれども、それによって認知症の人への理解、支援が進むように取り組んでいきたいと考え

平成 26 年第 3 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

ています。ただ、今益田議員も言われました認知症初期集中支援チームというのは、これは多職種でございまして、保健師、看護師、作業療法士、社会福祉士、介護士とかあるんですけども、問題は医師というのがここに入ってきたというの、国の中で示されておりまして、これについては非常に各市町村とも、どうしようかというところで、30年度までにきちんとやらないといけないんですけども、初期集中支援チーム、それから認知症地域支援推進員制度ですね、これについては、今から十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

さきの議会の答弁で福岡県の防災メールまもるくんを利用した、広域型の徘徊高齢者の検索に対する取り組みは怎么样了のですか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

さきの議会終わりました、早速取り組まさせていただきました。何をやるかということ、折尾警察署との調整ですね、これが一番大変だったんですけども、折尾警察署も快く引き受けていただきまして、9月1日から運用を開始しています。これによって、もし芦屋町で高齢者の方が徘徊とか行方不明になれば、福岡県内一斉に検索情報が提供できるようになりました。

現在、どういうことをやっているかということなんですけども、区長さんとか、民生児童委員の方、それぞれの会議のほうに出向きまして、防災メールまもるくんの登録ですね、これをお願いして登録も実際多くしていただけるようになりました。広報にも登録のお願いということで、安心・安全につながっていくように、今、制度の周知、こういったものを力点において活動しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

次に要旨3に入らせていただきます。国は、要支援者等軽度の高齢者について、日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められております。また、今後は多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要な単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯がふえていくことを踏まえ、高齢者等、地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実することを地域に求めています。



平成 26 年第 3 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

また高齢者がその担い手となることで、高齢者自身の介護予防の効果も期待できるとしている。

また、国は介護の必要が低い要支援 1、2 の人ですね。その人に向けての訪問・通所介護を市町村事業に移すことになり、切り捨てではないかという声も上がっております。そのようなこの国の考えに対して芦屋町では、要支援者を含め軽度の高齢者に対して、どのような生活支援・介護予防サービスを行っていくのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、前提としてお話しをさせていただきたいのは、現時点においては具体的な取り組みというのは、確定しておりません。それはなぜかという、厚生労働省はこれの案みたいなものを先ほど言いました指針案ですね、7月28日に全国介護保険担当課長会議において、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」というものと「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（案）」ですね。これを示しているにとどまっております。個々具体的な対策は、これから保険者である福岡県介護保険広域連合との役割分担を決めて、このガイドライン等がしっかり正式になったときに、詳細を今後詰めていくことになることをご了承していただきたいというのが前提でございます。

国のガイドラインの案ですけども、今言われた生活支援の要支援の方に対する生活支援の分野では、これまで予防給付として要支援者に対して実施している生活介護支援、それから家事支援をはじめ、外出支援、配食、それから見守り等について。もう一つは介護予防の分野なんですけども、健康づくり活動、地域活動、ボランティア活動については、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体で支えていくように要請されております。

そして、この取り組みを進めるため、国が示す案としては、一つ目は、地域支え合い推進員と言われる、生活支援コーディネーターを設置しなさいということです。それから設置して関係者のネットワークや既存の取り組みや組織を活用しながら、コーディネート業務を実施すること。というふうに国は示しています。

二つ目は、このコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体、先ほど言いました多様な主体ですね。こういった人が参画して、定期的な情報共有及び連携強化の場となる協議体を設置しなさいと。これら支援体制は、これらもそうなんですけど、遅くとも平成30年までに実施するように国のほうでは示している。案ですけど、示している。

現在、保険者である福岡県介護保険広域連合で、構成市町村との役割分などが検討されております。実際もう向こうで介護保険の事業計画をつくっておりますので、実際検討しています。さらに、広域連合との協議結果により具体的に今後は進めていくことになるというのが今の現状で

平成 26 年第 3 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

ございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

大変なお仕事だろうと思います。もう本当に勉強していたら何がどうなっているのかわからなく、錯覚に陥るようなことでございますが支援の必要な高齢者は多様な主体で支えていくとされておりますが、今後の介護の推進にはボランティアが欠かせないと考えております。芦屋町ではボランティアの確保、育成はどのように進めていかれる予定なのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど言いました、国が示しておりますガイドラインの案では、住民主体の支援活動を推進するためには、その案の中では先進自治体でのボランティア育成のカリキュラムそういったものを国が例示しております。結局のところ市町村が、地域の実情に応じて主体的に進めなさいということで、国はもう例示をしているだけというような状況でございます。今の現状ではですね。

それから、では、芦屋町ではどうやっていくかということですが、芦屋町では、福祉ボランティア団体のネットワーク組織でございます「芦屋町手をつなぐリボンの会」というものがございます。意見交換させていただく中では、後継者がなかなかいないんですとか、次期リーダーになれる方が見つからないんですという課題というのが出されておりました。

そこで今年度なんですけども、緊急雇用創出事業をというものを利用して、地域福祉人材の発掘、育成ということで事業を今、本当、事業者と契約をしたばかりなんですけども、来年 3 月に向けてボランティアの発掘をやっという取り組みを着手しました。具体的には、新しくボランティアとなる方の、福祉ボランティアなんですけども、人材の確保、ボランティアのリーダー、活動の中核を担うコア人材というか、中心になるコア人材の育成を図ることを主な目的としています。

地域福祉人材の確保・育成に関しては、この取り組みを 27 年度にもつなげていくことを考えております。今現在、事業の委託先と調整を行っている段階でございますけども、ボランティアに関しましては、社会福祉協議会、ここが核になると思います。協力いただいて、地域で支え合いができる体制づくり、こういったものを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

今、課長が述べられましたように、私もこの「芦屋町手をつなぐリボンの会」に「あしの会」が 10 名ですけれども、少人数で参加をしているわけですが、なんせやっぱり高齢になりました。次の加入を勧めるんですが、なかなか加入していただけない、純然たるボランティアでございますので、本当にあの人材の発掘、それから横に広げていかないと、とても維持できないんじゃないかという問題を、私自身も抱えているわけでございます。

以前も質問いたしました、介護支援ボランティアポイント制度の活用はどのようになさるおつもりか。個人が介護施設等でボランティアを実施した場合、ポイントが付与され現金等に換金できるものであります。高齢者ボランティアの活動自体が介護予防になる、またはボランティアを担う動機づけ、広がり期待できると考えるからであります。これはやはり外に出ただいて、ボランティアに参加することにおいて、予防もつなげていくという一つの狙いがあるわけですね。そうすることによって医療費の抑制にもつなげていくという。ただポイントだけを換金できる、そのポイント制だけを導入するというわけではないわけでございますので、この件についてはいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、益田議員がおっしゃられたように、このボランティア制度というのは介護保険事業の中においては地域支援事業と位置づけられて、ボランティアに対するお金を支払うというものに着目しているわけではなくて、いわゆるボランティアをやって介護予防になる。そこに着目して地域支援事業というふうに、確かに位置づけられております。

それで、この介護ボランティアのポイント制度の創設に関しましては、実は 24 年の第 3 回定例会でご質問をいただいております。当時の答弁としましては、今言いましたように、有償ボランティアというか、介護ボランティア制度が有償ボランティアであることから、他のボランティアの方と整合性、均衡上課題があるとの内容で検討事項というふうにさせていただいていました。その後、いろいろ私どもも調べまして、県内で実施している自治体の例を参考に勉強させていただき、課題の整理や制度設計等事務的な検討は終えております。

今後は、ボランティアの方が活動する施設側のニーズ調査ですね。また、先ほど申しましたとおり、介護保険法の改正を踏まえ、新たなボランティア人材の確保という課題も生じてまいりましたので、事業の整理、ボランティアの整合性を図るため、もうしばらく猶予をいただきたいというのが率直の気持ちでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

多様な主体で支える介護予防事業についてお尋ねいたします。介護予防事業が自治区公民館で取り組まれているところもあります。これらについて自主的な運営がなされないと広がりも期待できないわけですが、そこでボランティアによる運営も検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

益田議員がおっしゃられるとおりでございます。そういったことを検討してまいりたいということで、どういうことをやっているかということで、ご説明をさせていただきたいと思います。

老人クラブ連合会、それから区長会の協力のもと、24年度から毎年2自治区ごとですね、介護予防の体操教室の開催に取り組んできています。現在は6自治区で実施されています。将来は、全ての自治区で体操教室をやりたいというのが私たちの目標です。

そこで、今年度からなんですけども、この10月からなんですけども、今まで実施してきました6自治区に呼びかけ、体操教室の運営、それからリーダーの育成のための講座を実施することにしております。

今後は、新たな自治区での体操教室の実施、同時にボランティア講座の実施、この二つをセットにして、町全域に住民の皆さん自身で開催する介護予防事業を普及させていきたいというふうに考えております。

あわせて、介護予防事業は自分自身のこと、以前内海議員からもご質問いただいていたんですけども、介護予防事業は自分自身のことですね。自分の健康は自分で守っていくという基本の考えについて、もう一度住民の皆さんにご理解いただくよう、普及・啓発に力をいれて介護予防事業をしっかりやっていきというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

医療・介護総合確保推進法の成立により、今後の福祉はお互いが支えあう共助を中心としております。そのためには、多様な主体の育成支援を図る必要があるでしょう。ボランティア団体、

平成 26 年第 3 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

ボランティアを行う個人が安定的に芦屋町の福祉を支えられるよう、これからも一層取り組んでいただきたいと思います。

最後に町長にお尋ねいたします。今般の制度改正の中に地域包括支援センターの機能強化をあげられております。その中に適切な人員体制の確保とあります。理由として「行政機能の一部として活動している地域包括支援センターの運営にあたっては、高齢化の進行、要介護・要支援者の増加、それに伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況及び休日・夜間の対応状況等を勘案し、センターの専門職が地域への訪問や実態把握等の活動を十分に行われるよう適切な人員体制を確保することが重要である。」と書かれております。また、市町村においては「センターの業務量と役割に応じた適切な人員体制が確保できるようお願いしたい。」とありました。この点について町長はどのようにお考えでしょうか。最後にお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

いろいろな形の中でご質問いただいたわけでございます。今もそうなんです、ピークとなります、まあ私もそうなんです、団塊の世代、10年後ですよね。37年までにどうするかという事で、当然、結局だんだんだんだん後期高齢者の方が減ることはない。ずっと増えていくわけです。それに伴いまして、やはり人員というものが必要になってくるわけでありまして。そういうことも含めまして、やはり、今から福祉で何をしなくちゃいけないかということはこのことだと思っておりますので、そういう面でも、いわゆる競艇の事業からのいわゆる教育と福祉に充てると。1億ずつ充てるというのはそういう意味も含めておりますので、これはやはり10年後を目指してですね、少しずつ人の教育も必要だし、人員の確保も必要であるかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

はい、これで一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。